

柳瀬ダム予備放流実施要領

平成20年3月

柳瀬ダム管理支所

(通 則)

第1条 柳瀬ダム操作規則第14条及び細則第6条一号に規定する予備放流を実施するにあたり、予備放流の開始及び方法に係わる計画立案については、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

洪 水：規則第3条に規定する洪水

予備放流水位：規則第8条に規定する水位

予 備 放 流：規則第14条に規定する放流で、予備放流開始時点から洪水調節開始時点に至るまで、又は洪水に至ることがなく貯水位回復を始めた時点までの間をいう。

(準備体制)

第3条 柳瀬ダム管理支所長（以下『支所長』という）は、貯水位が予備放流水位を越え、かつ次の各号の一に該当する場合は、準備体制をとることができる。

- 一. 台風の中心が東経 125° ～ 145° の範囲において北緯 20° に達し、台風の来襲が予想される時。
 - 二. 気象、水象、その他の状況により、洪水が予想される時。
2. 支所長は、前項の規程により準備体制をとったときは、ただちに次の各号に定める措置をとり、予備放流に備えなければならない。
- 一. 気象及び水象の情報の収集を密にすること。
 - 二. 支所長は、すみやかに吉野川ダム統合管理事務所長（以下『事務所長』という）に準備体制をとった時間、理由等を報告すること。
 - 三. 必要な要員を確保すること。
 - 四. 予備放流に必要な器材の点検及び通報、警報等の準備にはいること。

(予備放流操作を行うための基本原則)

第4条 予備放流操作は、次の各号に規定する原則に従わなければならない。

- 一. 予備放流は、毎秒 600 立方メートルを上限として、規則第20条、細則第9条の放流の原則に基づき実施するものとする。
- 二. 予備放流は、気象、水象、その他の状況及び過去の実績等を勘案し、放流開始時刻を的確に判断するとともに、洪水調節開始までに予備放流水位を確保できるよう努めることとする。

- 三. 予備放流は、気象、水象、その他の情報により、洪水発生の恐れが弱まったと認められる場合にあつては、放流速度の緩和、定量放流への移行又は絞り込み操作等の放流量の調整が行えるものとする。

(予備放流の実施決定基準)

第5条 予備放流の実施は、貯水位が予備放流水位を越え、かつ次の各号の一に該当する場合に決定するものとする。

- 一. 気象、水象、その他の状況により、洪水が予想されるとき。
- 二. その他の状況により、予備放流の必要性が認められるとき。

(予備放流操作基準)

第6条 予備放流の標準操作は、以下によるものとする。

- 一. 予備放流の最大放流量は、毎秒 600 立方メートルを標準とするが、予備放流開始時の水象、予備放流量及び予備放流の所要時間を勘案し、減ずることもできる。
- 二. 前項で決定された最大放流量は、気象、水象、その他の状況により、随時調整を行うことができる。
- 三. 予備放流の増加は、細則第9条を標準とする。
- 四. 予備放流の低減は、下流に急激な水位変化を生じないように、流入量、予備放流量及び予備放流必要量を勘案しながら、予備放流水位を確保できること。
- 五. 予備放流において一旦予備放流水位まで貯水位を低下させた後、洪水調節開始までの間において予備放流を維持すること。

(予備放流の開始基準)

第7条 予備放流の開始は、次の各号に定める方法を勘案し総合的に判断するものとする。

- 一. 台風情報等により、流入量が最大となる時間を予測し、予備放流継続時間、その後の流入量に応じた放流時間及び洪水量に達し流入量が最大に至るまでの時間を勘案し、流入量最大時点よりこれらの必要時間分さかのぼった時点。
- 二. 台風が四国に接近する恐れがあり、かつ台風が北緯 22 度、東経 123～136 度の範囲に達したと想定された時点。
- 三. 吉野川にかかわる洪水流出予測システムにより放流開始が必要と想定された時点。
- 四. 松山地方気象台から愛媛県東予地方の降雨に関する注意報・警報が発令された時点。

五. その他の状況により、予備放流の開始の必要性が認められた時点。

(予備放流計画の作成)

第8条 柳瀬ダムが予備放流を実施する場合は、支所長が第4条の基本原則に基づき、第5条、第6条及び第7条の基準を鑑み、あらかじめ予備放流計画を作成し、事務所長に報告するものとする。

(予備放流計画の修正)

第9条 予備放流は、第8条の計画書に従い実施するものであるが、その後の気象、水象、その他の状況を総合的に判断し、随時修正しながら、安全かつ確実な予備放流となるよう努めなければならない。なお、計画書を修正した場合は、事務所長に報告するものとする。

(記録)

第10条 予備放流を実施した場合、次の各号に掲げる事項を記録しておかねばならない。

- 一. 予備放流を開始した時間、及び台風による洪水の場合はその位置等。
- 二. 予備放流操作の状況（水位、放流量、流入量）。
- 三. その他予備放流に関する事項等。